

○総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を次のように定める件）の一部を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分がないものは、これを加える。

改 正 後

[1・2 略]

3 無線設備等

[一・一の二 略]

二 電気的特性

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 周波数	<p>ア 原則として全ての周波数について、その値を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザ方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。</p> <p>イ アマチュア局にあつては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定して測定する。</p> <p>ウ 無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の周波数を測定する。<u>ただし、無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の周波数の測定が困難なものについては、無線設備を運用状態で動作させたときの搬送波の周波数を測定する。</u></p> <p>エ 単側波帯の電波を使用する無線設備（実数零点単側波帯変調方式のものを除く。）にあつては、変調周波数 1,500Hz の正弦波で変調し、上側波帯の周波数を測定する。</p> <p>オ 周波数偏位の変調方式の無線設備にあつては、マーク及びスペース時の周波数偏位を考慮して測定する。</p> <p>カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第 3 条第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第 3 条第 10 号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル 5G（設備規則第 3 条第 15 号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局にあつては、次のとおりとする。</p> <p>(7) 基地局にあつては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の 1 周波数を選定して測定する。</p> <p>(イ) 無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の周波数を測定する。ただし、無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の周波数の測定が困難なものについては、無線設備</p>

改 正 前

[1・2 同左]

3 無線設備等

[一・一の二 同左]

二 電気的特性

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 周波数	<p>ア 原則として全ての周波数について、その値を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザ方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。</p> <p>イ アマチュア局にあつては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定して測定する。</p> <p>ウ 無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の周波数を測定する。</p> <p>エ 単側波帯の電波を使用する無線設備（実数零点単側波帯変調方式のものを除く。）にあつては、変調周波数 1,500Hz の正弦波で変調し、上側波帯の周波数を測定する。</p> <p>オ 周波数偏位の変調方式の無線設備にあつては、マーク及びスペース時の周波数偏位を考慮して測定する。</p> <p>カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第 3 条第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第 3 条第 10 号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル 5G（設備規則第 3 条第 15 号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局にあつては、次のとおりとする。</p> <p>(7) 基地局にあつては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の 1 周波数を選定して測定する。</p> <p>(イ) 無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の周波数を測定する。ただし、無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の周波数の測定が困難なものについては、無線設備</p>

	を運用状態で動作させたときの搬送波の周波数を測定する。また、トンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。
[2～20 略]	

[注1～4 略]

三 総合試験

点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地通信を行って、その通信の状況等を確認する。  
ただし、実験試験局（宇宙無線通信を行うものを除く。）については、総合試験を省略することができる。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

[表 略]

	を運用状態で動作させたときの搬送波の周波数を測定する。また、トンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。
[2～20 同左]	

[注1～4 同左]

三 総合試験

点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地通信を行って、その通信の状況等を確認する。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

[表 同左]

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。